

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(二件)	一	(循環型社会推進課)
○建設業許可の取消し	二	(事業管理課)
○土地改良区役員の就任の届出	三	(大河原地方振興事務所)
公 告		
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	三	(農村振興課)
○公聴会の開催	三	(都市計画課)
○開発行為に関する工事の完了	四	(建築宅地課)
企 業 局		
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程	四	
教 育 委 員 会		
○教育委員会定例会の開催	四	
選 挙 管 理 委 員 会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	五	

告 示

○宮城県告示第六百八十七号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる。

平成二十六年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社柳川商事

2 所在地 宮城県登米市中田町石森字川前百八番地三

3 代表者の氏名 代表取締役 柳川 晃祐太

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市中田町石森字川前八十九番一の一部、九十の一部、九十一、百八の一部、百八番五の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年六月二十四日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十六年八月五日から平成二十六年九月五日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月二十二日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第六百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理

に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十六年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社柳川商事

2 所在地 宮城県登米市中田町石森字川前百八番地三

3 代表者の氏名 代表取締役 柳川 晃祐太

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市中田町石森字川前八十九番一の一部、九十の一部、九十一、百八の一部、百八番五の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十六年六月二十四日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十六年八月五日から平成二十六年九月五日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十六年九月二十二日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百八十九号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十六年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年七月十八日

二 商号又は名称等

八島電気商会 八島 敬子	柴田郡村田町大字村田 字西田四十四	第七百二十八号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 消防施設工事業	平成二十六年 六月三十日
鈴紀建設株式会社 岩沢 秀紀	仙台市宮城野区元寺小 路二百五	第七千六十九号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 大工工事業	平成二十六年 六月二十三日
有限会社青木設 備工業所 三浦 尚美	名取市小山一丁目四一 七	第九千二百七 十九号	一部廃業 一般建設業 消防施設工事業	平成二十六年 六月十九日
東愛建設株式会 社 高野 和志	仙台市太白区長町南二 丁目十三一八	第一万四千七 十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十六年 六月二十四日
戸部電材株式会 社 戸部 正	岩沼市押分字南谷地八 十六一五	第一万二千二 百一十五号	一部廃業 一般建設業 電気通信工事業 消防施設工事業	平成二十六年 六月十八日
今野組有限会社 今野 年行	加美郡加美町宮崎字寒 風澤九一十八	第一万二千二 百七十三号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十六年 六月二十六日
磯崎大工店 赤間 安男	宮城県松島町磯崎字長 田八十一百六十	第一万四千八 百四十三号	全部建設業 大工工事業	平成二十六年 六月二十六日
有限会社ヴィア シンドコーポレー ション 一貴 佐藤 一貴	石巻市桃生町中津山字 四軒前一一二	第一万九千二 百二十八号	一部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 ブティック・れんが・ 内装仕上工事業	平成二十六年 六月二十三日

三立重建株式会社 高澤 幸長	黒川郡大郷町羽生字高 屋敷三十一	般一二十五 第一万九千六 百六十九号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十六年 六月二十七日
-------------------	---------------------	--------------------------	-----------------------	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年八月五日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月八日	鈴木 孝雄	柴田郡大河原町字広表十三番地十二	理事
平成二十六年四月八日	太田 俊二	柴田郡村田町大字沼辺字鹿野二十七番地	理事

公 告

○県営石森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営石森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年八月五日から平成二十六年九月二日まで
縦覧場所
登米市役所

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十六年九月二日
- 提出方法 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八七-〇五一 登米市追町佐沼字西佐沼一五〇-五
電子メールアドレス `ettitmnbnbkt@pref.miyagi.jp`
- 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、登米市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十六年八月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十六年八月二十日（水）午後七時から	岩沼市桜一丁目六番二十号 岩沼市役所 一階大会議室

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、名取市及び岩沼市の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及

第一号議案 平成二十六年政策評価・施策評価について

第二号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

第三号議案 平成二十七年使用宮城県立中学校教科用図書採択について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十二号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

仙台市鶴ヶ谷第一市営住宅第二集会所の項を削る。